

令和3年度～令和7年度 利府町地域福祉活動計画(第3期)



社会福祉法人 利府町社会福祉協議会



あいさつ

社会福祉法人 利府町社会福祉協議会

会 長 伊藤 きよみ

今日の地域福祉を取り巻く情勢は、少子高齢化や人口減少による社会保障費の増加、地域コミュニティの希薄化による社会的孤立、虐待問題等、課題が山積しています。

その中で、令和3年4月に行政計画「利府町第3期地域福祉計画」が策定され、これを踏まえ、各分野でご活躍されている関係者で構成する策定委員会において、「利府町地域福祉活動計画（第3期）」が策定されました。

この計画は、現行制度では対応しきれない制度の狭間の課題に対し、地域住民が主体となり地域の生活課題の解決に向けた取組みを具体化する行動計画として策定されるものです。

利府町社会福祉協議会は、本計画推進の中心的な役割を果たすべく、地域福祉活動を担う関係機関とのネットワークを活かしながら、町民の皆様とともに、計画の基本理念である「地域で支えあう 笑顔あふれる 福祉のまち りふ」の実現に向け、事業に取り組んで参ります。より一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、短期間の中で熱心にご検討・ご協議いただきました策定委員会の委員の皆様をはじめ、ヒアリングにご協力いただいた福祉関係者の皆様、様々なご意見・ご助言いただきました町民の皆様に深く感謝申し上げます。あいさつといたします。



利府町地域福祉活動計画(第3期)の策定にあたって
利府町地域福祉活動計画策定委員会

委員長 大友 悟

地域福祉を推進する主役は、地域に住む住民であり、その住民活動の指針となることを目指して策定委員会が設置され、本計画の策定に臨みました。

コロナ禍において、委員会の運営が困難な状況ではありましたが、福祉課題の洗い出しと明確化を図り、各委員の方々に共通認識を合わせながら短期間で進めてまいりました。

具体的には、第2期計画の内部評価、執行状況を踏まえながら改善すべき内容を精査し計画に盛り込むこと、「利府町第3期地域福祉計画」と目指すべき方向性を一つにするために、内容の整合性を図りながら計画の見直しを図ること、福祉関係機関・福祉団体等のヒアリングを通して現状と課題、今後の展開について聞き取りを行い、共通課題の認識や今後の連携強化を図ること。以上のことを中心に協議してまいりました。

この中において、福祉に対する住民意識の醸成のためには、より一層の福祉情報の発信が必要であること、地域で支え合うコミュニティの形成には、地域の福祉人材の育成が必須であること、一人ひとりの意思が尊重され、権利を擁護するためには、地域住民の理解と課題解決に向けた相談支援体制と関係機関との連携強化が重要であると考え、本計画に盛り込んでおります。

結びに、本計画の策定にあたり、調査等にご協力いただきました福祉関係者の皆様方、町民の皆様方に対しまして心より感謝申し上げますとともに、「利府町地域福祉活動計画（第3期）」が、利府町民の皆様にとって、地域の支え合い活動の一助となることをご祈念申し上げます。

【 目 次 】

第1章 社会福祉協議会	P1
(1) 社会福祉協議会	P2
(2) 利府町社会福祉協議会	P2
第2章 計画について	P3
(1) 地域福祉活動計画	P4
(2) 計画策定の背景	P4
(3) 計画の期間	P5
(4) 計画の位置づけ	P6
(5) 地域福祉活動計画と地域福祉計画の密接な関係	P7
第3章 計画の体系	P8
(1) 計画の体系図	P9~P10
(2) 計画の基本理念	P11
「地域で支え合う 笑顔あふれる 福祉のまち“りふ”」	
(3) 基本目標・基本計画	P12
(4) 具体的な取り組み	P13~P18
第4章 地域福祉活動計画(第3期)の推進に向けて	P19
目標を達成するためにそれぞれの担い手に期待される役割	P20
資料編	P21
資料1 「利府町地域福祉活動計画策定委員会」設置要綱	P22
資料2 策定委員会名簿	P23
資料3 策定までの経過	P24

第 1 章 社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会（以下、「社協」）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、1951年（昭和26年）に制定された「社会福祉事業法（現在の社会福祉法）」に基づき、都道府県及び市区町村に設置されています。

社協では、地域に暮らす住民の皆さまのほか、保健・福祉・医療・教育分野における関係機関や行政機関の参加・協力のもと、住んでいるまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、さまざまな活動を行っています。

(2) 利府町社会福祉協議会

利府町社会福祉協議会（以下、「利府町社協」）は、1987年（昭和62年）に社会福祉法人として設立されました。

利府町社協は「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向けて、町内会やボランティアのご理解・ご協力のもと、行政機関や福祉関係団体のご支援をいただきながら、様々な社会福祉事業を展開しています。

2000年（平成12年）の介護保険制度が施行されてからは、訪問介護事業をはじめとした介護サービスにも参入し、新たな介護・福祉制度が導入されるたびに、積極的に事業に取り組み、地域福祉事業と介護サービス事業の両輪の考え方で、社会福祉事業を展開しています。

【利府町社会福祉協議会の主な事業内容】

□地域福祉事業

地区社協事業、小地域ネットワーク推進事業、ボランティアセンター事業
広報紙発行事業、生活相談事業、生活資金貸付事業など

□中央地域包括支援センター

□居宅介護支援事業

□訪問介護事業

□障害者地域活動支援センター

□障害者相談支援事業

□児童デイサービス事業（放課後等デイサービス事業）

□子育て支援事業（子育て広場、ファミリーサポート）



利府町社会福祉協議会事務所

第2章 計画について

(1)地域福祉活動計画

社会福祉協議会が中心となり、地域住民、福祉関係団体、ボランティア・行政等の参加を得て、地域課題の明確化と解決策の協議を行い、その解決に向けた具体的な行動指針を示すという性格を持った計画です。

『地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画である。その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。』

「地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取組み方針」より一部抜粋(平成 15 年 11 月全国社会福祉協議会)

(2)計画策定の背景

平成28年に「みんなで参加 笑顔あふれる 福祉のまち“りふ”」を基本理念に「利府町地域福祉活動計画(第2期5年)」が策定されました。利府町社協は、この計画に基づき、地域福祉を推進するために事業に取り組んでまいりました。

今回の第3期活動計画策定にあたり、重要事項として位置付けたことは

①第2期計画の評価を踏まえ見直しを図ること。

②福祉関係団体のヒアリングを通して、現在の地域活動に取り組んでいる団体とのネットワークの構築と様々な課題解決に向けた連携強化を図ること。

③行政計画「利府町第3期地域福祉計画」と整合性を図り、互いに補完・補強しながら実効性のある計画にすること。

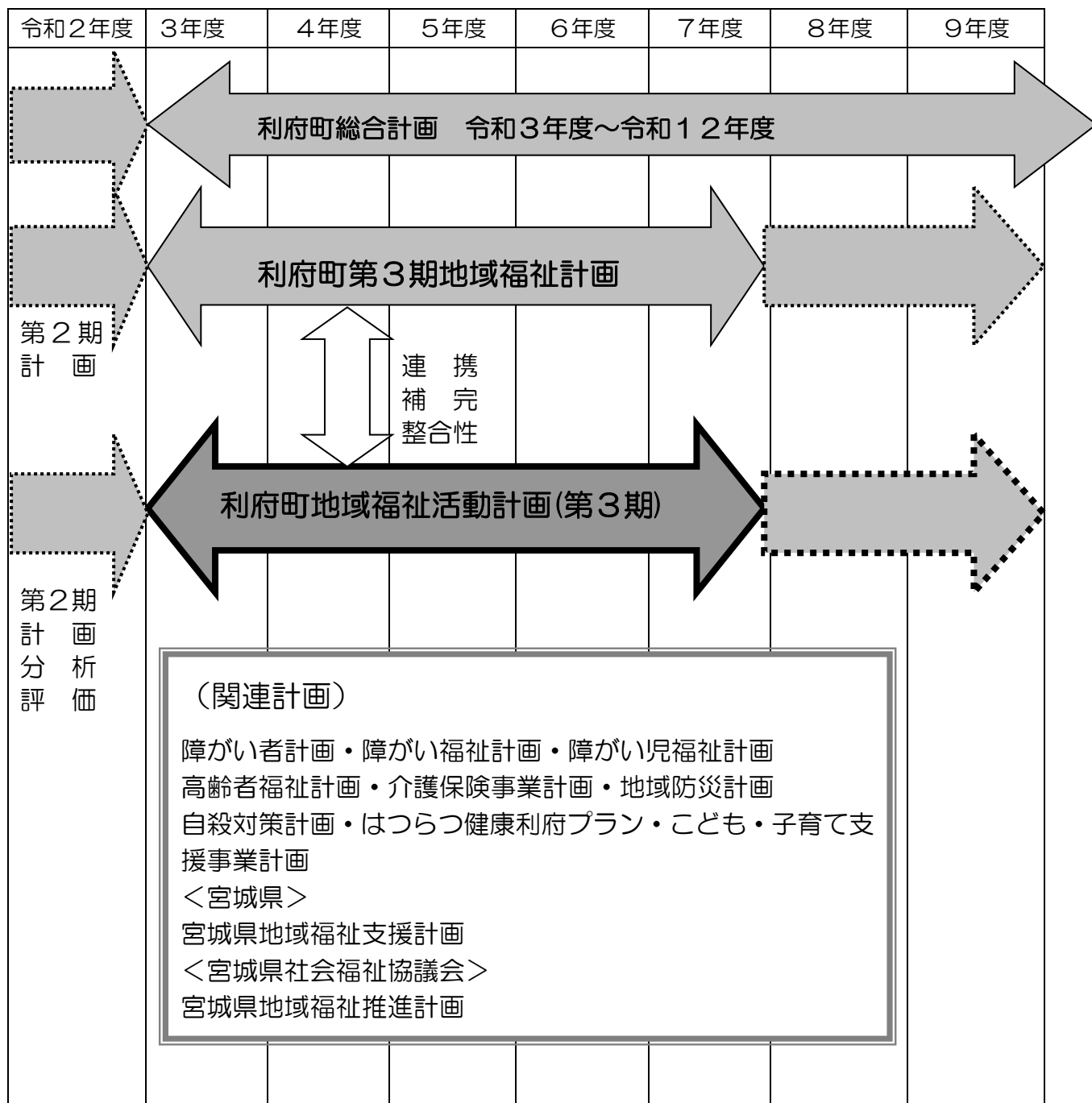
以上の3点を踏まえ、「利府町地域福祉活動計画(第3期)」を策定することとなったものです。

これまで、住民主体の地域福祉事業を積極的に取り組んできた利府町社協としては、これまで以上に、住民の事業参画を促すためのPR強化、福祉の人材づくり、ニーズの掘り起こしなど、様々な関係機関と連携して進めていくための羅針盤となるよう、この計画が位置づけられています。

(3)計画の期間

計画期間は、令和3年度から5ヶ年とし、計画の進捗、諸目標の達成状況の点検、評価並びに新たな目標・課題の設定について審議、検討を行います。

また、関係計画との連携に努め、地域福祉の推進を図ります。

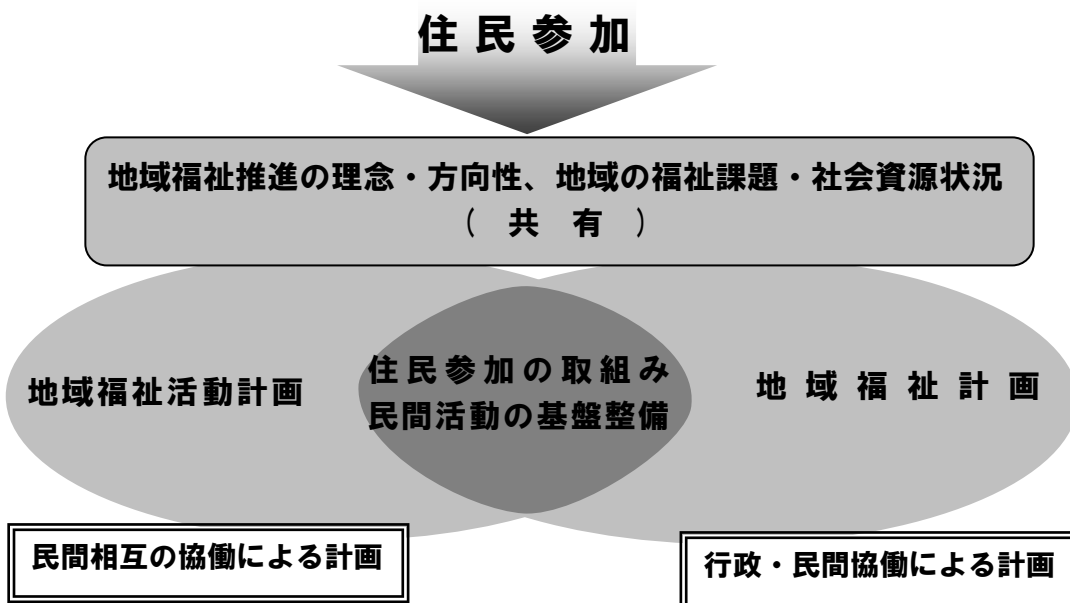


(4)計画の位置づけ

利府町第3期地域福祉計画を踏まえ、地域における住民と利府町社協の実践的な計画です。

策定にあたっては、利府町社協が中心となり、地域住民、福祉関係団体、ボランティア・行政等の参加を得て、地域課題の明確化と解決策の協議を行い、その解決に向けた具体的な行動指針を示すという性格を持った計画です。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」(行政計画)とそれを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に係るものの役割や協働を明確化し、実効性を高めることができます。



(5) 地域福祉活動計画(社協)と地域福祉計画(行政)の密接な関係

社会福祉法は、社会福祉の目指す方向性として、「地域福祉の推進」を大きな柱としています。これにより、基本構想に即し、「地域福祉の推進」に関する事項を一体的に定める計画として、「市町村地域福祉計画」が策定されています。(社会福祉法第107条)

このため、利府町では、利府町総合計画(マスタープラン)を上位計画として、「利府町第3期地域福祉計画(令和3年度~令和7年度)」が策定されています。

このたび策定した「利府町地域福祉活動計画(第3期)」と「利府町第3期地域福祉計画」は、ともに地域福祉の推進を目的として、地域住民、福祉関係者等の参加により策定されることから、密接な関係にあります。

利府町の計画が、高齢者、障害者、子育て・児童等各福祉分野の行政施策を地域福祉の観点からとらえた計画であるのに対し、本計画は、「民間の立場」から利府町の計画と密接に連携して、地域福祉を推進するためのより実践的な行動計画と位置づけられます。

利府町と利府町社協は、それぞれの第3期計画の策定にあたり、各種団体のヒアリング、福祉課題の把握、その他関係資料など情報の共有化に努め、連携してきました。

このため、福祉関係団体、地域活動実践者等による本計画策定委員についても、半数以上は、利府町の計画策定委員と同じメンバーとし、調整を図りながら策定いたしました。

第3章 計画の体系

(1) 計画の体系図

3つの基本目標達成のため、それぞれ3つの基本計画を掲げ、具体的な取り組みを実践していきます。

基本理念

基本目標

基本計画

地域で支え合う
笑顔あふれる
福祉のまち“いふ”

1

住民参加による
安心のまちづくり

- ① 福祉の広報活動を充実しましょう
- ② 地域コミュニティの構築と地域交流の場をつくりましょう
- ③ 地域活動を活性化しましょう

2

福祉人材が育ち
活躍できる
まちづくり

- ① 福祉教育の推進につとめましょう
- ② ボランティアの育成につとめましょう
- ③ ボランティア団体やNPO活動の活性化につとめましょう

3

地域福祉活動の
基盤づくり

- ① 地域福祉活動の拠点を強化しましょう
- ② 社会福祉協議会の運営基盤を強化しましょう
- ③ 福祉関係団体同士のネットワークを強化しましょう

具体的な取り組み

1. 住民参加による安心のまちづくり

- ①-1 社協だより、ホームページの情報を充実し、タイムリーに福祉情報を発信します
- ①-2 町の広報紙や町内会の回覧板を有効に活用し、福祉・介護・地域の情報を発信します
- ①-3 町内の福祉資源の紹介、地域の取り組みや福祉団体等の活動を積極的に発信します
- ②-1 住民が町内会活動に積極的に参加するためのきっかけづくり、情報提供を行います
- ②-2 地域コミュニティをつくるため、町内会と福祉関係団体等が連携して事業を実施します
- ②-3 地域課題の解決のため、町内会と民生委員がさらに連携を強化します
- ③-1 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の活性化を図ります
- ③-2 小地域活動の推進を図ります
- ③-3 住民主体の地域福祉活動を財政面で支援する仕組みを構築します
- ③-4 地域の福祉団体、ボランティア団体活動に積極的に関わります

2. 福祉人材が育ち活躍できるまちづくり

- ①-1 住民一人ひとりが利府町やお住いの地域に関心を持てるよう地域活動のPR強化を図ります
- ①-2 地域福祉活動を実践するために必要な情報提供や研修会を開催します
- ①-3 児童・生徒、保護者等若い世代を対象とした福祉学習メニューを企画し提供します
- ②-1 地域ボランティアのリーダーを育成するための研修会を開催します
- ②-2 専門的な知識を持った人材を地域で活かすためのボランティア登録制度を構築します
- ②-3 災害時等緊急時に円滑な支援体制を図るため災害ボランティア登録制度を構築します
- ②-4 ボランティアをしたい住民が地域で活躍できるよう、住民の福祉ニーズの把握に努め、情報提供や斡旋等コーディネート機能を強化します
- ③-1 新たなボランティアグループの組織化やNPOの立ち上げを支援し、地域福祉を担う団体の充実と活動の活性化を図ります
- ③-2 地域のニーズを把握するための仕組みを構築し、ボランティアコーディネート機能を強化します
- ③-3 社会福祉協議会が地域ボランティア情報の拠点（プラットフォーム）として、担えるようネットワーク機能の体制強化を図ります

3. 地域福祉活動の基盤づくり

- ①-1 地域の集会所等身近な活動場所を積極的に活用します
- ①-2 福祉ネットワーク化に向け福祉関係機関と連携強化を図ります
- ①-3 学校等と連携を深め、活動の場を広げるよう努めます
- ①-4 新たな住民福祉活動の場を探求し、身近な場所での拠点づくりに努めます
- ②-1 住民の様々なニーズや相談に対応するための体制を整備し、総合的な福祉の相談窓口機能の設置・強化を図ります
- ②-2 理事会・評議員会の適正運営と事業への参画を促進します
- ②-3 自主財源の確保に積極的に努め、より一層財務管理を徹底します
- ②-4 社会福祉協議会事業のより一層の効率化を図ります（スクラップ・アンド・ビルド）
- ③-1 要配慮者の情報の共有化を図り、福祉関係団体等の役割分担を明確化することで、必要に応じた支援や見守り活動が行える体制づくりに努めます
- ③-2 福祉関係団体同士の情報交換会等を開催し、課題の共有化を図り連携を強化します
- ③-3 地域包括ケアシステムの構築を進めるために、町内会、民生委員児童委員協議会、行政、社会福祉協議会等が中心となり、地域のセーフティネットの確立に努めます
- ③-4 権利擁護を推進するために、住民に対する人権意識の醸成、相談支援体制の強化を図るため、関係機関とのネットワークの構築を行い制度への理解を促進します

(2) 計画の基本理念

**地域で支え合う
笑顔あふれる
福祉のまち“りふ”**

＜基本理念＞

住民主体の福祉のまちづくりを推進するために「地域で支え合い」、利府市民のだれもが「笑顔あふれる」明るい気持ちで、地域でいきいきと生活できる、「福祉のまち“りふ”」を目指します。

(3) 基本目標・基本計画

第3期活動計画で3つの基本目標を達成するために、それぞれ3項目の基本計画を設定しました。

第2期(5か年)の評価の中で、取り組みに未達な点が多くあったこと受け、第3期活動計画の目標・計画の方向性については、第2期活動計画を踏襲しながらも一部変更を加え、基本は第2期同様の「目標」「計画」としています。

【1 住民参加による安心のまちづくり】

基本計画① 福祉の広報活動を充実しましょう

基本計画② 地域コミュニティの構築と地域交流の場をつくりましょう

基本計画③ 地域活動を活性化しましょう

【2 福祉人材が育ち活躍できるまちづくり】

基本計画① 福祉教育の推進につとめましょう

基本計画② ボランティアの育成につとめましょう

基本計画③ ボランティア団体やNPO活動の活性化につとめましょう

【3 地域福祉活動の基盤づくり】

基本計画① 地域福祉活動の拠点を強化しましょう

基本計画② 社会福祉協議会の運営基盤を強化しましょう

基本計画③ 福祉関係団体同士のネットワークを強化しましょう

(4) 具体的な取り組み

基本目標
1

住民参加による安心のまちづくり

基本計画① 福祉の広報活動を充実しましょう

- 1 社協だより、ホームページの情報を充実し、タイムリーに福祉情報を発信します
- 2 町の広報紙や町内会の回覧板を有効に活用し、福祉・介護・地域の情報を発信します
- 3 町内の福祉資源の紹介、地域の取り組みや福祉団体等の活動を積極的に発信します

基本計画② 地域コミュニティの構築と地域交流の場をつくりましょう

- 1 住民が町内会活動に積極的に参加するためのきっかけづくり、情報提供を行います
- 2 地域コミュニティをつくるため、町内会と福祉関係団体等が連携して事業を実施します
- 3 地域課題の解決のため、町内会と民生委員がさらに連携を強化します

基本計画③ 地域活動を活性化しましょう

- 1 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の活性化を図ります
- 2 小地域活動の推進を図ります
- 3 住民主体の地域福祉活動を財政面で支援する仕組みを構築します
- 4 地域の福祉団体、ボランティア団体活動に積極的に関わります

現在取り組んでいる活動事例

基本計画① 福祉の広報活動を充実しましょう



「社協だより」や「ホームページ」を活用し、柔軟かつ迅速に福祉情報を発信しています。

また、地域活動や福祉団体等の活動の発信を通して、地域福祉の推進を図っています。

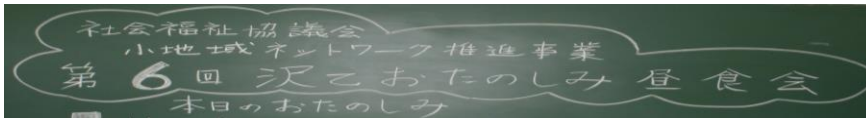
基本計画② 地域コミュニティの構築と地域交流の場をつくりましょう



「地区社協事業」(左)と「町内会防災訓練」(右)の様子です。

子どもからお年寄りまで世代を超えた地域コミュニティの構築を図るため、町内会の協力の下、様々な地域活動を行っています。

基本計画③ 地域活動を活性化しましょう



ボランティア友の会が中心となり「小地域ネットワーク推進事業」を実施しています。

地区集会所等を利用し、レクリエーションや軽体操等の活動を行い、住民同士が地域で支え合うため、身近な関係性の構築を図っています。

基本計画① 福祉教育の推進につとめましょう

1. 住民一人ひとりが利府町やお住いの地域に関心を持てるよう地域活動のPR強化を図ります
2. 地域福祉活動を実践するために必要な情報提供や研修会を開催します
3. 児童・生徒、保護者等若い世代を対象とした福祉学習メニューを企画し提供します

基本計画② ボランティアの育成につとめましょう

1. 地域ボランティアのリーダーを育成するための研修会を開催します
2. 専門的な知識を持った人材を地域で活かすためのボランティア登録制度を構築します
3. 災害時等緊急時に円滑な支援体制を図るため災害ボランティア登録体制を構築します
4. ボランティアをしたい住民が地域で活躍できるよう、住民の福祉ニーズの把握に努め、情報提供や斡旋等コーディネート機能を強化します

基本計画③ ボランティア団体やNPO 活動の活性化につとめましょう

1. 新たなボランティアグループの組織化やNPOの立ち上げを支援し、地域福祉を担う団体の充実と活動の活性化を図ります
2. 地域のニーズを把握するための仕組みを構築し、ボランティアコーディネート機能を強化します
3. 社会福祉協議会が地域ボランティア情報の拠点（プラットフォーム）として、担えるようネットワーク機能の体制強化を図ります

現在取り組んでいる活動事例

基本計画① 福祉教育の推進につとめましょう



町内の小中学校と連携し、「福祉体験学習」を行っています。

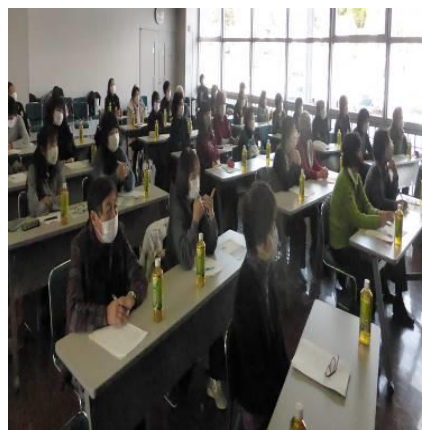
児童と保護者が一緒に福祉体験をすることで、家族で福祉について考えるきっかけになると考えています。

基本計画② ボランティアの育成につとめましょう



利府町近隣の高校生を対象とした、「ボランティア養成講座」(左)や、「ファミリー・サポート・センター基礎講習会」(右)などを開催し、地域で活躍していただく福祉人材の育成を行っています。

基本計画③ ボランティア団体や NPO 活動の活性化につとめましょう



地域で活躍するボランティア団体や NPO 活動を支援しています。

様々な福祉情報の発信や、ボランティア活動のマッチングなどを通して活動のサポートを行っています。

基本計画① 地域福祉活動の拠点を強化しましょう

1. 地域の集会所等身近な活動場所を積極的に活用します
2. 福祉ネットワーク化に向け福祉関係機関と連携強化を図ります
3. 学校等と連携を深め、活動の場を広げるよう努めます
4. 新たな住民福祉活動の場を探求し、身近な場所での拠点づくりに努めます

基本計画② 社会福祉協議会の運営基盤を強化しましょう

1. 住民の様々なニーズや相談に対応するための体制を整備し、総合的な福祉の相談窓口機能の設置・強化を図ります
2. 理事会・評議員会の適正運営と事業への参画を促進します
3. 自主財源の確保に積極的に努め、より一層財務管理を徹底します
4. 社会福祉協議会事業のより一層の効率化を図ります（スクラップ・アンド・ビルド）

基本計画③ 福祉関係団体同士のネットワークを強化しましょう

1. 要配慮者の情報の共有化を図り、福祉関係団体等の役割分担を明確化することで、必要に応じた支援や見守り活動が行える体制づくりに努めます
2. 福祉関係団体同士の情報交換会等を開催し、課題の共有化を図り連携を強化します
3. 地域包括ケアシステムの構築を進めるために、町内会、民生委員児童委員協議会、行政、社会福祉協議会等が中心となり、地域のセーフティネットの確立に努めます
4. 権利擁護を推進するために、住民に対する人権意識の醸成、相談支援体制の強化を図るため、関係機関とのネットワークの構築を行い制度への理解を促進します

現在取り組んでいる活動事例

基本計画① 地域福祉活動の拠点を強化しましょう



沢乙集会所(左)・神谷沢コミュニティセンター(右)での活動の様子です。

地域の集会所を町民の集いの場として活用することで、日常的な見守り支援へとつながっています。

基本計画② 社会福祉協議会の運営基盤を強化しましょう



地区集会所を活用した「出張生活相談所」を開設しています。

各分野の専門相談員が地域に出向き、町民の様々な心配ごとの解決に向けたお手伝いをしています。

基本計画③ 福祉関係団体同士のネットワークを強化しましょう



身体・知的・精神障がい、それぞれが抱えている悩みや課題などを共有し、より安心して暮らせる地域社会を目指して、民生委員と障がい者団体との情報交換会(左)や、障がい者団体同士の情報交換会(右)を行っています。

第4章 利府町地域福祉活動計画
(第3期)の推進に向けて

基本理念

地域で支え合う 笑顔あふれる 福祉の町“いふ”

目標を達成するためにそれぞれの担い手に期待される役割

地域福祉を推進するためには、地域の関係団体をはじめ、NPO、ボランティア（個人、団体、企業等）福祉サービス事業者など地域とかわりを持つすべての人や団体、企業等がそれぞれに役割を担い、積極的に行動するとともに、相互に結びつき協調、協働していくことが重要です。利府町地域福祉活動計画(第3期)では、それぞれの担い手に期待される役割をあらためて確認するために、次のように整理しました。

利府町民の皆さま、地域で活動する団体の皆さまへ

○利府町に住む一人ひとりが、ご近所との身近な交流や各種地域行事・地域のボランティア活動などへの積極的な参加によって、地域への愛着や地域とのつながりを深めるなど、一人ひとりが、地域福祉の担い手として、日頃から関心を持って行動することを期待しています。

○町内会（地区社協）は、住民の支え合い・地域づくりのもっとも基礎となる団体として認識しています。

日頃の近所づきあいやあいさつを交わすといった顔の見える人間関係をもとに、住民が広く参加できるような行事の企画や持続的な地域福祉活動を行い、近隣同士のつながりが途切れない取り組みを行うことを期待しています。

○ボランティア団体は、それぞれの目的を達成しようとしている集まりです。

町内会などの地縁組織とは、活動手法等も異なりますが、お互いのあり方や活動内容を尊重しながら連携するとともに、他のボランティア団体・福祉団体と役割を分担する等地域の福祉課題の解決に協働で取り組むことを期待しています。

○民と公が協働することで地域福祉は充実していきます。行政は、住民主体による地域福祉活動が円滑に推進されるように、町民、行政、社会福祉法人や NPO、企業などとの連携強化を図り「よりよい福祉のまちづくり」の実現に向けた協働の取り組みが期待されます。（参考：利府町第3期地域福祉計画より）

○利府町社会福祉協議会は、地域福祉活動計画（第3期）が目指す目標の実現に向けて、町、福祉関係団体等と連携し、地域課題の共有化を図るとともに課題解決に向けた地域福祉の担い手の育成に努め、利府町民一人ひとりが地域で活躍できるように、積極的に事業推進に努めてまいります。

資料編

資料 1 「利府町地域福祉活動計画策定委員会」設置要綱

資料 2 策定委員会名簿

資料 3 策定までの経過

「利府町地域福祉活動計画策定委員会」設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人利府町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉推進を目的に「利府町地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定するため、利府町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

2 計画策定にあたっては、利府町が策定した社会福祉法第107条に規定する「利府町地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）との整合性を図り、連携して策定するよう努めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、8名以内で構成し、次に掲げるもののうちから、社協会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に見識を有する者
- (2) 地域活動の実践者
- (3) 福祉行政の関係者
- (4) 社会福祉関係団体の代表者または関係者
- (5) 福祉施設の関係者
- (6) その他、地域福祉事業に関心があり、社協会長が必要と認める者。

2 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選によって選出する。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、社協会長の諮問を受けて、「活動計画」について審議を行い、その結果を答申するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員を委嘱した日から社協会長に答申した日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員会の関係者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の支給については、社会福祉法人利府町社会福祉協議会「役職員給与等支給規程」第16条を適用する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、社協会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月14日から施行する。
- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第5条第1項の規定にかかわらず社協会長が招集する。

資料2

「利府町地域福祉活動計画（第3期）策定委員会」委員名簿

No.	氏名	職名	備考
1	大友 悟	学識経験者（社会福祉協議会）	委員長
2	酒井 隆志	地域活動実践者（行政区長会）	
3	宮城 隆雄	地域福祉団体関係者（民生委員児童委員協議会）	
4	小幡 康子	地域活動実践者（ボランティア友の会）	
5	阿部 次雄	地域活動実践者（老人クラブ連合会）	
6	小畑 香代	行政関係者（保健福祉課）	
7	板橋 健夫	福祉団体関係者（身体障がい者福祉協会）	
8	高橋 繁夫	福祉施設関係者（認定NPO法人さわおとの森）	副委員長

任期：令和2年10月23日から計画を策定した日まで

策定までの経過

日時	内容	備考
令和2年3月	利府町社会福祉協議会の理事会・評議員会において、活動計画（第3期）策定について事業計画案として提出、了承	
令和2年10月14日	利府町社会福祉協議会の三役会において、活動計画の作成方針・進め方について説明・了承	
令和2年10月23日	第1回地域福祉活動計画（第3期）策定委員会	社協会長から委嘱状交付、諮問
令和2年11月～12月	（事務局）計画の体系及び骨子案の作成 活動計画（第2期）の内部評価表作成・分析 団体ヒアリング実施・集計・分析 地域福祉計画との整合性の確認	内部評価 18名 ヒアリング 14 団体 地域福祉計画策定懇話会傍聴（計3回）
	利府町社会福祉協議会の理事会、評議員会において、策定方針及び進捗状況について報告	
令和3年1月15日	第2回地域福祉活動計画（第3期）策定委員会	計画書骨子案の修正 加除訂正及び意見交換
令和3年2月25日	第3回地域福祉活動計画（第3期）策定委員会	計画書原案の確定 必要に応じ修正
令和3年3月9日	利府町社会福祉協議会長へ策定委員会から答申	委員長代表
令和3年3月	利府町社会福祉協議会理事会、評議員会に報告	
令和3年4月	活動計画書、ダイジェスト版の印刷製本	
令和3年4月～5月	関係機関に配布、住民に周知	

利府町地域福祉活動計画

【令和3年度～令和7年度】

◆発行日 令和3年4月

◆編集・発行 社会福祉法人利府町社会福祉協議会

〒981-0104

宮城県宮城郡利府町中央2丁目11-1

TEL 022-356-9060

FAX 022-356-9225